

別表

入会金及び会費

1 会費区分

(1) 正会員

- 入会金 10,000 円
- 年会費 20,000 円 (年額)
- 事業種別会費 1 事業につき下記事業種別年額

事業区分	サービス名	年額	備考
訪問系サービス	居宅介護	1,000 円	
	重度訪問介護	0 円	当面免除とする
	行動援護	0 円	当面免除とする
	重度障害者等包括支援	0 円	当面免除とする
	自立生活援助	1,000 円	
相談支援事業系サービス	相談支援事業所	1,000 円	
地域活動支援系サービス	地域活動支援センター	1,000 円	
日中活動系サービス	生活介護	1,000 円	
	自立訓練	1,000 円	
	自立訓練(宿泊型)	1,000 円	
	就労継続 A・B	1,000 円	
	就労移行支援	1,000 円	
	療養介護	1,000 円	
	児童デイサービス	1,000 円	
	短期入所	1,000 円	6 人以下は免除
	就労定着支援	1,000 円	
居住系サービス	グループホーム1	1,000 円	定員合計 10 人以下
	グループホーム2	2,000 円	定員合計 20 人以下
	グループホーム3	3,000 円	定員合計 30 人以下
	グループホーム4	4,000 円	定員合計 31 人以上
	施設入所支援	1,000 円	
その他	就労・生活支援センター他	1,000 円	

注 1:旧法体系施設は事業移行確定後に事業種別会費を徴収

注 2:事業種別会費について、同種事業を 2 か所で行っている(例 自立訓練を水戸、取手それぞれ定員 20 名で行っている)場合はそれぞれ徴収

注 3:多機能型事業所については、多機能に含まれるサービス種別毎に徴収

(2) 賛助会員 1 口 20,000 円 (年額)

2 減額規定

- (1) 個別支援給付を行っていない会員は、減額申請をすることができる。(地活 I 型は除く)
- (2) 減額申請書は会長に提出し、理事会がその都度審議する。
- (3) 減額が認められた会員は、入会金 1,000 円、年会費を一律 3,000 円とする。
- (4) 事業種別会費は年会費とあわせて上限を 25,000 円とする。

3 徴収方法

- (1) 毎年、事業年度開始後に送付される請求書の振込期限までに、本会口座に振り込みとする。その際の手数料は会員の負担とする。
- (2) 中途入会の会員は加入初年度の会費は月割りで支払うものとする。
- (3) 年度途中の新規事業種別の開始又は廃止に伴う会費の増減はその都度徴収等行わず一括して年度開始 9 月 1 日の事業数により算出し年会費として請求支払いをする。